

サービス管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
砂川厚生福祉センター	<p>特別休暇（子の看護休暇）について、人事委員会規則で定める期間（1 暦年につき 5 日）を超えて承認しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="537 510 1546 1251"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>承認日</th> <th>特別休暇を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">A</td> <td>令和 6 年 1 月 18 日</td> <td>午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 3 月 18 日</td> <td>午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 4 月 12 日</td> <td>午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 13 日</td> <td>午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 14 日</td> <td>午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 17 日</td> <td>午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	承認日	特別休暇を承認した時間	A	令和 6 年 1 月 18 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 3 月 18 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 4 月 12 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 6 月 13 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 6 月 14 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	令和 6 年 6 月 17 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】</b> (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】</b> (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 十五 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める当該子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年につき 5 日(当該子を 2 人以上養育する職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間</p> </div>
職員	承認日	特別休暇を承認した時間																
A	令和 6 年 1 月 18 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 3 月 18 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 4 月 12 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 13 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 14 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 17 日	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで (全日)																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和 7 年 10 月 23 日）